

長崎県後期高齢者医療広域連合決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月29日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田上 富久



長崎県後期高齢者医療広域連合訓令第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合決裁規程の一部を改正する規程

長崎県後期高齢者医療広域連合決裁規程（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

10 休暇の承認		○		総務課
----------	--	---	--	-----

及び

21 物品購入伺	重要備品	○		
	その他の物品		○	
22 備品の処分	重要備品	○		
	その他の物品		○	

を

10 休暇の承認	事務局長・次長・課長	○		総務課
	課長補佐・係長・係員		○	総務課

及び

21 物品購入伺	重要備品	○		総務課
	その他の物品		○	

2 2 備品の処分	重要備品	○		総務課
	その他の物品		○	総務課

に改める。

別表第2個別事務専決表2事業課の表2項中「葬祭費」の次に「、傷病手当金」を加える。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。